

全建事発第 046 号
令和 8 年 8 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に関し、道路運送法第 78 条第 1 号の運用について周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

道路運送法第 78 条第 1 号では、災害時など緊急を要する場合には、自家用自動車（白ナンバー車両）を使用した有償での貨物運送が例外的に認められているところですが、同条の適用については、個別具体の事案ごとに緊急性や必要性等を踏まえて判断されるものであるため、まずは九州運輸局自動車交通部貨物課へ個別にご相談のうえ、ご対応いただきたいとのことです。

なお、本取扱い、貨物自動車運送事業者のみでは復旧に必要な資材等の輸送を担うことが困難であり、復旧作業に重大な支障を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性・必要性が認められる場合を対象とするものであり、令和 8 年 9 月 30 日までの運用とされています（被害状況等を踏まえ、必要に応じて延長予定）。

つきましては、貴協会会員企業に対し、本通知の趣旨についてご周知賜りますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

九州運輸局自動車交通部貨物課（直通）092-472-2528

【添付資料】

別添_（業界団体御中）【事務連絡】令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第 78 条第 1 号の適用について（周知）

以 上

【担当】 事業部 児玉

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp